

社会福祉法人長野県共同募金会費用弁償及び旅費規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）定款第8条、第21条第2項並びに本会職員就業規則第42条、本会嘱託職員就業規則第43条の規定に基づき、会務のために旅行する評議員、役員及び職員に対し支給する費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、委員及びその他の者に支給する費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

- 第2条 役員、評議員、職員及びその他の者に支給する車賃（鉄道を除く陸路による。）、宿泊料の額は、その区分に応じ別表1又は別表2に定めるところによる。
- 2 委員に支給する車賃（鉄道を除く陸路による。）、日当及び宿泊料の額は、別表3に定めるところによる。

(支給方法)

- 第3条 費用弁償並びに旅費の計算及び支給方法その他この規程及び細則に定めない事項については、長野県一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）の規定を準用する。

(細則)

- 第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この規程は、昭和61年1月1日から施行する。
- この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- この規程は、平成3年1月1日から施行する。
- この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1) 第2条第1項関係

区 分	車 賃 (1 kmにつき)	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料
評議員・役員 (会長・常務理事を除く)	37	13,100	2,600

(別表2) 第2条第1項関係

区 分	車 賃		宿泊料 (食費を含めず)	食卓料
	バス	自家用車 (陸路1 kmにつき)		
会 長 常務理事	実費	37	実 費 (上限 13,100 円)	2,600
職 員 その他	実費	30	実 費 (上限 13,100 円)	2,600

(別表3) 第2条第2項関係

区 分	車 賃 (1 kmにつき)	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)
委 員	37	2,200	10,900